

国立大学の授業料について口座振替ができる金融機関を増やしてほしい

— 当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省北海道管区行政評価局（局長：杉山^{すぎやましげる}茂）は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士^{そねまさゆき}曾根理之）に諮り、「口座振替ができる金融機関を地元金融機関に限定している現状は、保護者（学費負担者）には不便であり、利便性を考慮して、口座振替ができる金融機関を増やすべき」などの意見を踏まえ、本日、旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学に対してあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

息子が他府県から北海道にある国立大学法人A大学に入学したが、同大学では口座振替により授業料を納付することになっていた。そこで、ゆうちょ銀行から口座振替をしようとしたが、同大学では、ゆうちょ銀行からの口座振替は取り扱っておらず、取扱金融機関は同大学が指定した1行のみとなっていたため、やむを得ず指定された金融機関で口座を開設し、振替を行った。

しかし、他府県からの入学者のほとんどは、同大学側が指定する地元銀行の口座を持っていないと考えられ、それらの者に新たに当該銀行への口座開設を求めるのは不親切である。

ゆうちょ銀行であれば、全国のどこの市町村にもあり、便利なことから、国立大学は、授業料の口座振替にゆうちょ銀行を利用できるようにしてほしい。

（注）ゆうちょ銀行では、口座から料金等を自動的に引き落とすことについて、「自動払込み」の用語を用いているが、「口座振替」の用語で統一した。

【当局の調査結果】

1 北海道内の国立大学における学生の道外出身者の割合

北海道内の国立大学（7大学）における学生の道外出身者の占める割合をみると、小樽商科大学については、4%にすぎないが、ほか6大学については、北海道教育大学の約27%から帯広畜産大学の58%までとなっている。

2 国立大学における授業料の口座振替の実施状況

道内の国立大学における授業料の口座振替の実施状況を調査した結果は、

- i) 口座振替ができる金融機関を限定しており、ゆうちょ銀行等の全国に窓口がある金融機関を利用できないもの3大学（旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学）
- ii) 授業料の収納業務を代行業者に委託し、ゆうちょ銀行を含む全国のほとんどの金融機関からの口座振替を可能としているもの4大学（北海道大学、室蘭工業大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）となっている。

3 口座振替ができる金融機関を限定している理由

旭川医科大学及び小樽商科大学は、授業料の口座振替ができる金融機関を地元銀行等1行に、北海道教育大学では2行に限定しており、ゆうちょ銀行等の全国に窓口がある金融機関からの口座振替を行っていない。

この理由について、3大学では、平成16年に国立大学法人に移行した際に、現在の地元銀行等を指定金融機関に選定して授業料の口座振替を行ってきたが、このことによる支障はなく、口座振替ができる金融機関を増やすことについては、学生等からの要望もなかったため、検討したことはなかったとしている。

(参考)

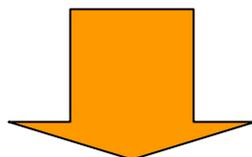
ゆうちょ銀行と契約し口座振替を行う場合のコスト等

ゆうちょ銀行では、国立大学と契約して口座振替を行う場合は、同銀行が作成したソフトにデータを入力して提供してもらう必要があるが、一般的に利用されている既存の会計ソフトでも対応が可能であるため、口座振替のための業務量が膨大になることはないとしている。

また、口座振替1件当たりの手数料については、収納代行業者に比べて低く設定しており、国立大学の授業料であれば、公共料金に準じた取扱いになり、さらに低い料金設定になるとしている。

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

- ◎ 大学は、学生から要望がなかったからよいと言うのではなく、実際に授業料を支払う保護者（学費負担者）の立場に立って判断すべきである。
- ◎ 口座振替を特定の地域の金融機関だけに限定するのではなく、複数の選択肢を設ける方がよい。
- ◎ 口座振替ができる金融機関を地元金融機関に限定している現状は、保護者（学費負担者）には不便であり、利便性を考慮して、口座振替ができる金融機関を増やすなどの改善を図るべきである。
- ◎ 口座振替が利用できる金融機関を増やすことについては、一民間企業であるゆうちょ銀行だけに着目せず、全国に窓口がある金融機関で口座振替ができるよう門戸を広げるべきである。



【旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学に対するあっせん】

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元金融機関以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）について、授業料の口座振替の取扱いを行う措置を講じることを検討すること。

(参 考)

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に申し出られた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について高い識見を有する公正な第三者による国民的立場からの意見を提言してもらい、当該問題の的確かつ効果的な処理を推進することを目的として、総務省本省及び全国 12 か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設けられている機関。
- 北海道管区行政評価局では、昭和 56 年 8 月から開催

[行政苦情救済推進会議の構成メンバー]

(座長) 曾根理之 (弁護士、恵庭市教育委員長)
蓮池 穰 (札幌学院大学名誉教授)
森 恵美子 (北海道行政相談委員連合協議会会長)
高田 敏春 (札幌商工会議所理事)
中田 和子 (北海道女性団体連絡協議会会長)
原田 伸一 (北海道新聞社常務取締役)

(問い合わせ先)

北海道管区行政評価局
首席行政相談官：高木^{たかぎ}良一^{りょういち}
電 話：011-709-1803 (直通)
FAX：011-709-1842
E-mail:hkd32@soumu.go.jp